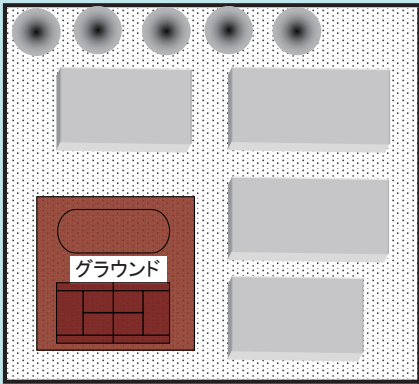
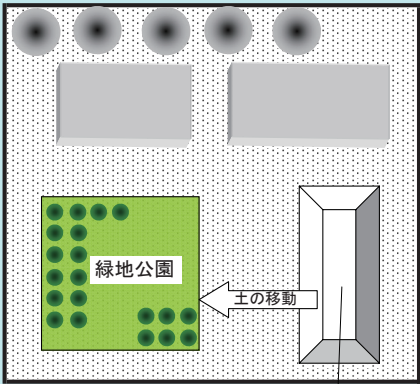


メリットその6:管理している土地の形質の変更の円滑化

<p>現在、操業中の工場等を含む広い土地を形質変更時要届出区域に指定する。</p>	
<p>概要</p>	<p>現在、工場等が操業している土地において工場等を含め広い面積を形質変更時要届出区域に指定されることにより、<u>将来、工場のリニューアル時など掘削を伴う土地の形質の変更する時でも、区域内で土壌を移動させるのであれば、法第16条の搬出の届出を行う必要がありません。</u>また、3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合であっても、法第4条の届出の必要がありません。</p>
<p>具体的には</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>現在:工場の操業中</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>将来:リニューアル時(土地の形質の変更時)</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p><広い面積の指定の申請> 工場等が操業している土地において工場等を含めて広い面積を形質変更時要届出区域に指定してもらいます。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><法第16条の搬出の届出等が不要> リニューアル時に掘削を伴う土地の形質の変更を行う時でも、区域内で土壌を移動させるのであれば、法第16条の搬出の届出や汚染土壌としての処理を行う必要はありません。</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p> 法第14条申請により新たに要措置区域等に指定された範囲 グラウンド リニューアル時の掘削箇所 </p> <p> 工場内のプラントやタンク等 緑地公園 </p> </div>
<p>留意点</p>	<p>土地の形質の変更の施工基準のうち、帯水層に基準不適合土壌が接する場合の施工方法に対して制約を受けますが、自然由来特例区域、埋立地特例区域はこの限りではありません。また、埋立地管理区域は、地下水位の管理又は地下水質の監視を行いながら施工すれば、基準不適合土壌が当該区域の帯水層に接しても差し支えなくなります。</p>